

新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月18日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第38号

新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則（平成20年新潟県規則第24号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1 （略） （この規則の失効）	1 （略） （この規則の失効）
2 この規則は、 <u>令和13年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	2 この規則は、 <u>令和10年3月31日</u> 限り、その効力を失う。
3 （略）	3 （略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。